

なんたん

No. **11**

農業委員会だより

平成22年1月号



身近にある稲わらを使って
きれいな「しめ飾」できたよー

農地制度が変わります その2	2～3
農業所得の申告について	4～9
農業者年金に加入しましょう その2	10
農業委員会のうごき	11
編集後記	11
なんたんあっちこっち	12

八木小学校では、毎年小学2年生が、学校近くの田んぼを借りて「もち米づくり」に取り組んでいます。

昨年も、「田植え」や「稲刈り」体験をし、もち米になるまでの作業を行い、農家の人たちの苦労が少しわかりました。

昨年12月には、残っていた稲わらで「しめ飾り」づくりに挑戦しました。

先生役の同級生のおじいちゃんから作り方を教えてもらいながら、何とか作り上げました。

発行 南丹市農業委員会

編集 南丹市農業委員会広報委員会

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

TEL.0771-68-0067 FAX.0771-63-0654 E-mail:co-nougyo@city.nantan.kyoto.jp

その2 農地制度が変わります!

遊休農地を有効活用する対策の充実

1 遊休農地の所在の明確化と有効利用の徹底

これまで 遊休農地のうち市町村が指定したもの(要活用農地)について、必要な措置を講じる仕組みとなっていました。



これから すべての遊休農地が対象となります。

これから 農業委員会は、毎年1回、農地の利用状況を調査します。(義務)

これから 農業者等から遊休農地がある旨を、農業委員会に申し出ることができます。

● 農業委員会による利用状況の調査方法

- ① 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切って、担当農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て調査します。
- ② 農地が集団的に利用されている地域等遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の高い地域から順次調査します。
- ③ 農地に関する情報、既存の調査結果、調査図面等を活用するものとし、例えば、所有権に関する仮登記上の権利が設定されている農地など、特に注意すべき地域や農地を明確にして調査します。
- ④ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨を図面等に記録します。
- ⑤ 「農地パトロール月間」の期間を実施期間とするなど、これまで取り組んできた「農地パトロール」方式を利用して行うことも可能です。

これまで 所有者が判明し得る遊休農地にしか、利用権の設定ができませんでした。



これから 所有者が判明しない遊休農地にも、利用権が設定できます。

2 指導から勧告までの手続きの一元化

これまで

遊休農地の所有者等に対する指導は農業委員会が、通知・公告・勧告は市町村長が行っていました。

これから

遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行います。

● 農業委員会が指導するケース

1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者等の農業経営に関する意向、農地の維持管理（草刈り、耕起等）の状態等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがないなど。

遊休農地を有効活用する対策の仕組み

所有者が不明な場合

公告

農業委員会が、管内の農地が適正に利用されているか調査します。

農業委員会が所有者等に対して、農地をきちんと利用するよう指導します。

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地

指導に従わない場合

農業委員会が遊休農地であることを通知します。

所有者等が農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出します。

計画書が不適切な場合等

農業委員会が所有者に対して、誰かに貸すなど必要な措置をとるよう勧告します。

勧告に従わない場合

指導対象農地のうち①については、農業委員会が遊休農地を利用したい者に利用できるように協議を行わせ、協議が不成立の場合等には、最終的には都道府県知事が、裁定により、その者が**特定利用権**により利用できるようにします。

利用集積

市町村

特定農業法人

農地保有合理化法人

農地利用集積円滑化団体

担い手農家等



今年も所得申告の時期となりました。農業経営者の方は、実際の収入金額から必要経費を差し引く方法により農業所得金額を計算し申告していただきます。

申告には収支内訳書の作成が必要です。収支内訳書の記入は、収入と経費それぞれを九ページのA表B表の科目ごとに仕分けし、その合計金額を各科目の記号番号欄に記入します。

本号では、農業所得の収支内訳書を作成する中で少しややこしいと思われる「減価償却費」の計算方法について解説をします。

※本文は九ページに続きます。

※五〜六ページの「収支内訳書」は、切り取ってそのままお使いください。

「減価償却費」の計算方法

◆減価償却費の計算は、取得年月が平成19年3月31日以前と4月1日以降で異なります。また、平成20年度税制改正において、耐用年数省令の別表の改正が行われ、新しい法定耐用年数が平成21年分の所得税から適用されます。

以下、次の(1)、(2)のパターンに分けて説明します。

(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

取得価格 × 0.9 × 耐用年数に応じた旧定額法の償却率 × 使用月数 / 12ヵ月 × 事業専用割合で計算します。

(2) 平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産

取得価格 × 耐用年数に応じた定額法の償却率 × 使用月数 / 12ヵ月 × 事業専用割合で計算します。

〈計算例〉◆(1)による例 平成19年2月に200万円で取得したコンバイン(旧定額法)

年産	A イ 取得価格	B ロ 計算の基礎となる金額 A × 0.9	C 耐用年数	D ハ 定額法償却率	E ニ 使用月数 / 12	F ト 年間の償却額 B × D × E	G チ 事業専用割合	H リ 必要経費算入額 F × G	I 又 未償却残高(期末残高)
20年産申告	2,000,000	1,800,000	5	0.200	12/12	360,000	100	360,000	1,310,000
21年産申告	2,000,000	1,800,000	7	0.142	12/12	255,600	100	255,600	1,054,400

〈計算例〉◆(2)による例 平成20年8月に200万円で取得したコンバイン(定額法)

年産	A イ 取得価格	B ロ 計算の基礎となる金額	C 耐用年数	D ハ 定額法償却率	E ニ 使用月数 / 12	F ト 年間の償却額 B × D × E	G チ 事業専用割合	H リ 必要経費算入額 F × G	I 又 未償却残高(期末残高)
20年産申告	2,000,000	2,000,000	5	0.200	5/12	166,667	100	166,667	1,833,333
21年産申告	2,000,000	2,000,000	7	0.143	12/12	286,000	100	286,000	1,547,333

A	購入金額です。領収書等で確認してください。消費税込金額です。
B	必要経費を計算する上での基礎となる数字です。◆(1)の例ではA欄 × 0.9で計算した金額を記入。◆(2)の例ではAと同じ金額を記入します。※平成19年4月1日以降購入分は、0.9を乗じません。
C	耐用年数は、減価償却資産の効用が持続する期間で、法律で個別に定められており、平成21年分から新しい法定耐用年数が適用されます。9ページのD表<耐用年数>表を参照して記入してください。
D	償却率は、1年間に必要経費に算入できる割合です。耐用年数により9ページのE表の<減価償却資産の償却率表>を参照して記入してください。◆(1)と(2)で耐用年数により償却率が異なることがありますので注意してください。
E	◆(1)は20年産申告に記載のとおり使用月数12ヵ月。◆(2)は20年8月購入なので、購入した年は購入月以降の月数を求めるため、20年産申告は8月から12月までの5ヵ月使用となり、21年産申告は12ヵ月となります。
F	年間の償却額です。(B × D × E)
G	農業に使用する割合を%で記入してください。使用時間や距離など客観的な基準で決定してください。
H	今年の必要経費に算入できる額です。
I	◆(1)の21年産申告の例では20年産申告のI欄未償却残高から21年産申告のF欄年間の償却額を差し引いた額です。 ※ 前年未償却残高が不明なときは、次の算式により計算してください。 B欄計算の基礎となる金額 × D欄償却率 × 前年末までの経過月数 / 12ヵ月 = Z A欄取得価格 - Z = 前年未償却残高 ◆(1)の例ではB 1,800,000 × D 0.200 × E 12/12 = 360,000 1,670,000 - 360,000 = 1,310,000 ← 前年未償却残高 ◎ 1,310,000 - F欄 21年の年間償却額 255,600 = I欄未償却残高 1,054,400 ← 21年未償却残高 ◆(2)は21年取得ですのでA欄取得金額からF欄年間の償却額を差し引いた額を記入します。

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	農産物の棚卸高末		農産物の消費金額	家事業消費金額	販売金額	作付面積 (飼育頭羽数)	農産物の消費金額	家事業消費金額	販売金額	農産物の棚卸高末	
		数量	金額								数量	金額
田	a	kg	円	円	円	円	頭	kg	円	円	kg	円
畑												
④小計												

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成)年月	取得価額	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年の償却期間	本年普通償却費 (④×⑧×⑩)	特別償却費	①本償却費 (④+⑩)	②年分合計 (①+⑪)	③事業専 用割合	④本年分の必要 経費算入額 (①×⑬)	⑤未償却残高 (期末残高)	摘要
計		年 月	円	円		年		12	円	円	円	円	%	円	円	
		・						12								
		・						12								
		・						12								
		・						12								
		・						12								
計		年 月						12								

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	①前年の繰越額	本年中の育成費用		②本年中に取得したものの取得価額	③本年へ繰越額 (②+④-⑤)	④、⑤、⑥の欄の金額の計算方法
			⑥本年中の種苗費、肥料、薬費	⑦育成中の果樹等から発生した収入金額			
計		円	円	円	円	円	

◎本年中における特殊事情

収支内訳書(うら) 記入例

収入の明細を書きましよう。
 「作物の種類」
 「作付した面積」
 「販売金額」
 「家事消費金額」という内訳を書きましよう。

棚卸高は毎年同程度の数を翌年へ繰り越す場合には、省略結構です。

農業用の資産(10万円以上)の減価償却費を計算します。
 左から順に記入することにより計算できます。

○定額法で平成19年3月31日以前に購入したものの一般の償却資産は、 $\text{取得価額} \times 0.9$ が口の金額になります。

○定額法で平成19年4月1日以降に購入したものの一般の償却資産は、 取得金額 が口の金額になります。

果樹・牛馬等の場合は、**果樹・牛馬等の場合**は、**事務署**にお尋ねください。

一括償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満のもの)は3年間で1/3ずつ均等に償却することができ、イロの場合には、イロとなり二は記載する必要ありません。

○収入金額の明細

農産物等の種類(品名等)	作付面積(飼育頭羽数)	家事消費金額		農産物の棚卸高		販売金額	家事消費金額	農産物の棚卸高		未収入の内訳
		円	円	数	円			数	円	
水稲	47	52,500	635,250			701,206	52,500			③ 16,300
麦	20		165,956							
小計	67					701,206	52,500			② 52,500
合計						701,206	52,500			③ 16,300

「作付した面積」
 「販売金額」
 「家事消費金額」を合計して書きましよう。

補助金などの雑収入の内訳を書きましよう。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称(継続資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額	イ 取得価額	ロ 償却の基礎となる金額	耐用年数	償却方法	ハ 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通償却費(ロ×ハ×二)	ヘ 特別償却費	ト 本年分の償却費合計(ホ+ヘ)	チ 事業専用割合	リ 本年分の必要経費算入額(ト×チ)	ス 未償却残高(期末残高)	摘要
木造建物作業場	33㎡	6・5	1,800,000	1,800,000	1,620,000	15	定額	12	106,920		106,920	100	106,920	124,920	
軽量鉄骨造小屋	40㎡	12・8	2,200,000	2,200,000	1,980,000	17	定額	12	114,840		114,840	50	57,420	1,118,590	
軽四トラック	1台	17・6	900,000	900,000	810,000	4	定額	12	129,375		129,375	20	25,875	45,000	最終年
普通乗用車	1台	20・5	1,000,000	1,000,000	1,000,000	6	定額	12	167,000		167,000	20	33,400	721,667	
田植機	1台	19・3	400,000	400,000	360,000	7	定額	12	51,120		51,120	100	51,120	216,880	
コンバイン	1台	21・8	2,000,000	2,000,000	2,000,000	7	定額	5	119,166		119,166	100	119,166	1,880,834	
一括償却資産	-	21・	120,000	120,000	120,000	-	一括	12	40,000		40,000	-	40,000	80,000	散布機
合計													433,901		

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産等の日	ロ 本年中の種苗費・種付料・繁殖費		ハ 本年中の肥料・農薬等の投入金額		ニ 本年中に成熟したもの	ト 本年中に成熟したもの	チ 翌年への繰越額	ロ、ハ、ホの欄の金額の計算方法
		円	円	円	円				
計									

経費算入する最初の年の償却期間は使用を開始した月によって決まります。

耐用年数は、償却費を計算するための償却率を決定するための期間と異なるので、償却できる期間とは異なりますのでご注意ください。

○本年中に取得した資産は、取得価額から上本年分の償却費合計を差し引いた金額を記入してください。

○前年以前に取得した資産は、前年の未償却残高(「取得価額-前年未までの償却費の累計」)から上本年分の償却費合計を差し引いた金額を記入してください。

面積や走行距離などの客観的な基準をもとに記入してください。

◎本年中における特殊事情

※特殊な償却資産の計算

a 一括償却

取得金額が10万円以上20万円未満の場合には D表の耐用年数表の年数にかかわらず、3年間で1/3ずつ均等に償却することができます。他の減価償却資産と同じく、収支内訳書の「減価償却の計算欄」に記入してください。

b 中古資産を取得した場合の耐用年数の求め方

使用可能な年数を適切に見積もって計算します。しかし、見積りができない場合は、下記の式で計算した年数とすることができます。

- ☆耐用年数の全部を経過したもの 法定耐用年数 × 0.2
 - ☆耐用年数の一部を経過したもの 法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8)
- (注意) 計算結果の1年未満の端数は切り捨て、2年未満の年数は2年とします。

A表 収入となるもの ※ 収支内訳書 裏面を先に仕上げましょう。「〇収入金額の明細」の合計欄①②③からの転記となります。

① 販売金額 ② 家事消費・事業消費 ③ 雑収入 それぞれの金額を記入してください。

- ※ ②の家事消費とは自家用飯米・親戚等への贈答用です。事業消費とは雇用費の現物支給等のことです。
- ※ 農作業受託の受託費は③の雑収入にあげてください。

B表 必要経費となるもの

⑧ 雇人費 ⑨ 小作料・賃借料 ⑩ 減価償却費(下段参照) ⑪ 利子割引料 ⑬ その他の経費

※ ⑩減価償却費・・・農業用建物、農業用車両などで取得価格が10万円以上で使用可能期間が1年以上の固定資産の償却費
【前ページ減価償却費の計算例 参照】
(国などから補助金を受けて購入した場合は、購入価格から補助金相当額を控除した額が取得価格となる場合がありますのでご注意ください)

※ ⑬その他の経費の内訳

イ 租税公課 ロ 種苗費 ハ 素畜費 ニ 肥料費 ホ 飼料費 ヘ 農具費 ト 農業衛生費 チ 諸材料費 リ 修繕費 ヌ 動力光熱費 ル 作業用衣料費
ヲ 農業共済掛金 ヲ 荷造運賃手数料 カ 土地改良費 ツ 雑費

- イ 租税公課とは固定資産税や自動車税、水利費、農業組合費などです。所得税や住民税、交通犯則金などは対象外です。
- ヘ 農具費は減価償却の対象外となる農機具等の購入費用です。
- リ 修繕費には農機具等の修繕費用です。車検代金も含まれます。
- ヲ 荷造運賃手数料は出荷の際の梱包費用や運賃、市場に支払う手数料です。売上から差し引かれている場合は、経費計上すると二重計上となりますので、ご注意ください。
- カ 土地改良費は土地改良事業の受益者負担金や客土費用で10アール当たり1万円未満は全額経費対象です。
- その他費用は、ツ 雑費欄や空欄(ヨ～ン)にご記入ください。

※ 記号番号は、収支内訳書の記号番号です。科目ごとの合計額を内訳書に記入することになります。

C表

◆収入①②欄

参考 平成21年産米の概算金単価表(単位:円/30kg玄米換算個)

品 種	1等	2等	3等
コシヒカリ	6,225円	5,725円	5,225円
キヌヒカリ・ヒノヒカリ・フクヒカリ	5,650円	5,150円	4,650円
祭り晴・日本晴・どんとこい	5,500円	5,000円	4,500円

D表 ◆経費⑩欄 参考 主な減価償却費の耐用年数表

種 類	構造・用途	細目	耐用年数
建 物	農業用倉庫	鉄骨造(肉厚3~4ミリ)	倉庫用 24年
		鉄骨造(肉厚3ミリ以下)	倉庫用 17年
		木造・合成樹脂造	倉庫用 15年
	ビニールハウス	金属造 ※基礎なし	7年
車 両	軽トラック		4年
農林業用 償却資産	トラクター	乗用型	7年
	耕うん整地用機具	管理機、ロータリー、代掻機、畝たて機等	7年
	栽培管理用機具	田植機、堆肥散布機、育苗機等	7年
	防除用機具	散布機、噴霧機、土壤消毒機等	7年
	穀類収穫	自脱型コンバイン、刈取機、わら収集機等	7年
	調製用機具	脱穀機、籾摺機、穀物乾燥機等	7年
その他	精米機、保冷库	金属製	7年

E表

◆経費⑩欄 減価償却資産の償却率表

(注)
平成19年4月1日以降に購入された減価償却資産については、減価償却費の計算方法がそれ以前に購入されたものと異なり、償却率も違うものがありますので下表により確認の上、例に従って計算してください。

耐用年数	~H19.3.31 購入	H19.4.1~ 購入	耐用年数	~H19.3.31 購入	H19.4.1~ 購入
	旧定額法償却率	定額法償却率		旧定額法償却率	定額法償却率
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038
13	0.076	0.077	28	0.036	0.036
14	0.071	0.072	29	0.035	0.035
15	0.066	0.067	30	0.034	0.034
16	0.062	0.063	31	0.033	0.033

○ 「収支内訳書記入例」(7ページから8ページ)を参考に「収支内訳書(提出用)」(5ページから6ページ)を作成してください。

○ 次の場合は収支内訳書を提出しなくても差し支えありません。

● 家事消費・親戚などへ販売しない米(縁故米)のみの場合 ● 収支計算の結果、農業所得が黒字にならない場合

○ 農業以外の所得があれば、農業所得の赤字をほかの所得と損益通算できる場合があります。

○ 国保税の軽減など、収入や所得により判定される制度の対象となる方は、住民税の申告が別途必要です。

○ 提出は、市役所税務課又は、支所地域総務課総務係まで。

その2 農業者年金はメリットがいっぱい

＝農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)がある＝

農業の担い手となる方に、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は次の3つの条件を満たす方が受けられます。

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
- ② 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- ③ 下記の区分1～5のいずれかに該当する人

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	——

最長20年間の保険料補助が受けられます。

保険料の補助が受けられる期間は、

- ① 35歳未満であれば要件を満たしている全ての期間
- ② 35歳以上であれば10年以内 通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます。

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。自分で積み立てた分は、65歳から農業者年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

農業者老齢年金と特例付加年金



農業委員会のうごき

農業施策について市長に 建議書を提出



▲佐々木南丹市長に建議書を手渡す野中会長と大沢職務代理と上田農政部長

南丹市の平成22年度予算編成時期の前に12月14日、「南丹市農業施策に関する建議書」を南丹市長に提出しました。

建議書の内容は、①地産地消の推進と安全な農産物の活用について。②南丹市産農産物の南丹市ブランドの確立について。③生産者米価の安定と農業所得の保障について。の3項目からなっており、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化、有害鳥獣被害の拡大など農業をとりまく厳しい状況の中で、本市農業の健全な発展を推進するために、農家の所得向上に繋がる施策を積極的に推進することを求めています。

耕作放棄地対策など 先進地視察研修を実施

平成21年11月27日、鳥取県倉吉市で遊休農地解消への取組について研修を行いました。倉吉市農業委員会では、年々増加する遊休農地の解消に向け市と農業委員が連携し、様々な取り組みがされており、集落組織が解消された事例もありました。

「農事組合法人くらうち」の取組事例を聞いた後、説明をいただいた農事組合・市農業委員会・農林課・農業改良普及所と耕作放棄地解消に向け、意見交換を行いました。

倉吉市では遊休農地を再生するため市独自の助成制度を設け、平成18年度実施以降、80畝が解消され水稲や飼料作物が作付けられています。

今回の研修の成果を今後の活動につなげていきたいと考えています。



▲倉吉市農村環境改善センターにて（鳥取県倉吉市）

全国農業新聞を読みましょう

水田経営所得安定対策など、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。こうした中、情報の先取りがこれからの農業経営を左右するといっても過言ではありません。新しい農業・農村・農政の動き、農業経営と経済、暮らしの情報がてんこ盛りの情報誌、「全国農業新聞」をぜひお読みください。お申し込みは農業委員会事務局まで。



発行所	全国農業会議所
発行日	毎週金曜日
購読料	月額600円



編集後記
収穫祭・農業体験でふれあい

今、地域農業では、高齢化と共に担い手不足による農地の遊休化、耕作放棄が増え農地（主に水田）が持っている多面的機能（治水、景観、環境保全）が確保できなくなってきています。しかし、そんな中でも頑張っている若い人達がおられることも事実です。広報委員会としても農業の持つ生きがいや楽しさ等を紙面を通して広く皆さんに伝える事こそ責務だと思っております。少しでも多くの方々に感動して頂けるよう情報を発信していきたいと思っております。

（広報副委員長 梅津義明）

なんたん

あっちこっち

とにかく広い南丹市。
南丹市のあちらこちらでは、その地域ならではの面白く、
楽しい、また興味深い取り組みがされています。
そんな南丹市の、あっちこっちのできごとを紹介します。

八木町山室生産組合（組合長長松本國夫さん）は京野菜のえび芋の栽培を平成21年から始め、多くの消費者から好評を得ています。米に替わる商品化農産物を探し、見つけたのが京野菜のえび芋でした。えび芋は、設備投資が特にいらさない、山室地域の土壌に適した作物でした。南丹農業改良普及センターの指導を受け、20アール分の種芋を育苗ハウスで、芽出しをしました。定植、追肥、かん水、親株の適葉等いずれも夏の暑い時期の農作業でしたが、11月に収穫してみると、予想以上に良いえび芋が多くあり、農作業の苦労が吹き飛んだ思いです。それからは出荷作業に追われます。

（取材・秋田武委員）



▲えび芋の掘り起こし作業をする組合長

▲山室集荷場で丁寧に出荷作業



ワー畑から海老が取れた！
よく見たら「えび芋」



（取材・林昭男委員）

美山やまざと市は、神楽坂トンネルの完成を契機に、原、板橋、宮脇、下吉田の会員60名で運営しています。会員は、自家菜園で収穫した野菜等や手作りの加工品をそれぞれが工夫し自由に販売しています。平均年齢65歳とみな高齢ですが、元氣いっぱい、都会の人との会話を楽しみながら出店しています。重労働や経費の管理、イベント開催等は若者の世話役（と言っても50歳代で若くない）で行っています。会の運営はすべて出店料で賄い、イベント開催、広告宣伝を実施しています。市にこられたお客さんは、『新丹波黒』の独特の風味に「すくおいしいー」「こんなおいしい枝豆は初めて」など驚きの声をあげていました。



都会の人との
会話を楽しみながら



▲賞状を受ける吉田さん

日吉町殿田の「殿田とくぼーる」周辺で、11月23日に第18回殿田いなか祭りが開催されました。
農産物品評会には、地元農家から自慢の野菜が出品され審査の結果、農業委員会会長賞は、吉田隆市さん（64歳）の立派な白菜が受賞されました。吉田さんは毎年、数々の野菜を出品されており、今年も、小かぶ、えび芋なども出品されていました。

（取材・吉田陽子委員）



殿田いなか祭り
農産物品評会

